政令第三十三号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同項第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給原因たる事実が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

法務大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　**直**人

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第三十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同項第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直**人

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第三十五号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同項第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直**人

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人